

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第12条）

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

## 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成

11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

第34回国連総会（1979年12月）採択  
1981年9月発効  
1985年6月日本批准

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第 1 部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として

確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。  
(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男

女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第 2 部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第 3 部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する

#### 機会

#### 第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前

の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面におけ

る文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第 4 部

#### 第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみに

より婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに關する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第 5 部

#### 第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」と

いう。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野におい

- て十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
  - 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
  - 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
  - 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
  - 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
  - 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
  - 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

## 第 6 部

### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

- 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第18条

- 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第19条

- 委員会は、手続規則を採択する。
- 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

### 第20条

- 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

### 第21条

- 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第26条

- いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 第28条

- 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも

撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言するこ

とができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



資料3 令和2年度男女共同参画基本計画関係予算の概要

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
<b>I あらゆる分野における女性の活躍</b>		20,399,318 ( 245,039,843 ) 《 - 》	21,435,988 ( 381,841,142 ) 《 - 》	1,036,670 ( 136,801,299 ) 《 - 》	
<b>第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</b>		95,667 ( 5,741,173 )	81,100 ( 8,912,393 )	△ 14,567 ( 3,171,220 )	
1 長時間労働の削減等の働き方改革	厚生労働省	( 2,147,473 )	( 2,375,705 )	( 228,232 )	労働保険
2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備	厚生労働省	( 3,593,700 )	( 6,536,688 )	( 2,942,988 )	労働保険
3 男女共同参画に関する男性の理解の促進	内閣府	33,587	20,145	△ 13,442	
4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	農林水産省	58,194	57,586	△ 608	
	内閣府	3,886	3,369	△ 517	
5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し		0	0	0	
<b>第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>		3,428,295 ( 663,504 ) 《 - 》	5,078,772 ( 664,188 ) 《 - 》	1,650,477 ( 684 ) 《 - 》	
1 政治分野	内閣府	12,565	10,012	△ 2,553	
2 司法分野		0	0	0	
3 行政分野	内閣官房	0	-	-	
	内閣人事局	71,296	84,240	12,944	
	警察庁	3,346	3,032	△ 314	
	総務省	12,826	0	△ 12,826	
	総務省消防庁	-	-	-	
	法務省	9,322	9,417	95	
	国土交通省	4,446	4,436	△ 10	
	防衛省	2,739,317	2,722,568	△ 16,749	
	人事院	11,457	10,959	△ 498	
4 経済分野	内閣府	22,727	20,839	△ 1,888	
	厚生労働省	3,661	3,661	0	
		( 663,504 )	( 664,188 )	( 684 )	労働保険
	経済産業省	151,913	85,000	△ 66,913	
		《 - 》	《 - 》	《 - 》	
5 その他の分野における女性の参画拡大	厚生労働省	385,419	2,124,608	1,739,189	
<b>第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>		12,269,761 ( 238,635,166 )	11,676,959 ( 372,264,561 )	△ 592,802 ( 133,629,395 )	
1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現	内閣府	22,566	19,585	△ 2,981	
	総務省	-	-	-	
	厚生労働省	8,687,961	8,992,090	304,129	
		( 65,790,505 )	( 71,039,871 )	( 5,249,366 )	労働保険
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	国土交通省	20,371	15,000	△ 5,371	
	厚生労働省	19,379	19,379	0	
3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	厚生労働省	( 311,047 )	( 1,335,148 )	( 1,024,101 )	労働保険
		( 853 )	( 853 )	( 0 )	労働保険
	国土交通省	3,343,756	2,517,495	△ 826,261	
4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援	厚生労働省	172,922	98,219	△ 74,703	
		( 143,027,279 )	( 271,040,361 )	( 128,013,082 )	労働保険
5 再就職、起業、自営業等における支援	厚生労働省	2,806	15,191	12,385	
		( 29,505,482 )	( 28,848,328 )	( △ 657,154 )	労働保険
	経済産業省	-	-	-	
	農林水産省	-	-	-	
<b>第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</b>		286,468	277,549	△ 8,919	
1 地域活動における男女共同参画の推進	内閣府	7,084	5,833	△ 1,251	
2 地方創生における女性の活躍推進	内閣府	150,000	150,000	0	
	消費者庁	-	-	-	
	経済産業省	-	0	-	
3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	農林水産省	99,325	93,160	△ 6,165	
4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革	農林水産省	30,059	28,556	△ 1,503	
5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	環境省	-	-	-	
<b>第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</b>		4,319,127	4,321,608	2,481	
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大	内閣府	-	-	-	
2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備	文部科学省	2,033,427	2,039,899	6,472	
3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	内閣府	24,200	20,709	△ 3,491	
	文部科学省	2,261,500	2,261,000	△ 500	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
II 安全・安心な暮らしの実現		1,985,766,390 ( 42,022,898) 《 674,400,000》	2,707,837,037 ( 41,674,378) 《 658,500,000》	722,070,647 ( △ 348,520) 《 △ 15,900,000》	
第6分野 生涯を通じた女性の健康支援		52,407,126 ( 2,933,010)	52,240,551 ( 966,293)	△ 166,575 ( △ 1,966,717)	
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	警察庁 文部科学省 厚生労働省	5,289 8,123 7,531,836 ( 2,888,407)	5,338 0 7,486,113 ( 921,697)	49 △ 8,123 △ 45,723 ( △ 1,966,710)	労働保険
2 妊娠・出産等に関する健康支援	経済産業省 厚生労働省	— 43,901,994 ( 44,603)	— 43,935,756 ( 44,596)	— 33,762 ( △ 7)	労働保険
3 医療分野における女性の参画拡大	厚生労働省	540,078	422,628	△ 117,450	
4 スポーツ分野における男女共同参画の推進	文部科学省	419,806	390,716	△ 29,090	
第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		133,037,946 ( 404,837)	137,233,193 ( 407,347)	4,195,247 ( 2,510)	
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	内閣府 警察庁 消費者庁 法務省	19,468 ( 16,450) 200,064 — — ( —)	31,168 ( 14,768) 201,692 — — ( —)	11,700 ( △ 1,682) 1,628 — — ( —)	復興 復興
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	文部科学省 厚生労働省 内閣府 警察庁 厚生労働省	— 1,110 28,110 54,831 131,778,279	— 1,128 278,955 27,416 135,625,847	— 18 250,845 △ 27,415 3,847,568	
3 ストーカー事案への対策の推進	警察庁 法務省	35,923 —	22,905 —	△ 13,018 —	
4 性犯罪への対策の推進	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	229,529 79,336 218,154 —	257,522 78,756 218,444 —	27,993 △ 580 290 —	
5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	7,168 205,625 33,882 16,181	10,023 188,943 67,515 80,000	2,855 △ 16,682 33,633 63,819	
6 売買春への対策の推進	警察庁 法務省	26,488 21,386	26,732 21,151	244 △ 235	
7 人身取引対策の推進	内閣府 警察庁	2,155 2,697	2,155 2,691	0 △ 6	
8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進	内閣人事局 厚生労働省 防衛省 人事院	7,290 ( 388,387) 7,851 7,785	6,929 ( 392,579) 16,359 6,017	△ 361 ( 4,192) 8,508 △ 1,768	労働保険
9 メディアにおける性・暴力表現への対応	警察庁 文部科学省	23,200 31,434	23,446 37,399	246 5,965	
第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備		1,800,321,318 ( 38,685,051) 《 674,400,000》	2,518,363,293 ( 40,300,738) 《 658,500,000》	718,041,975 ( 1,615,687) 《 △ 15,900,000》	
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省	1,520,953 7,501 202,009,134 《 674,400,000》 226,765,549 ( 17,521,500)	1,621,915 5,019 596,894,278 《 658,500,000》 175,654,886 ( 18,694,500)	100,962 △ 2,482 394,885,144 《 △ 15,900,000》 △ 51,110,663 ( 1,173,000)	労働保険
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	警察庁 総務省 文部科学省 厚生労働省	— 503,068 1,249,979 1,368,174,327 ( 21,163,551)	— 629,225 1,653,236 1,741,814,734 ( 21,606,238)	— 126,157 403,257 373,640,407 ( 442,687)	労働保険
	経済産業省 国土交通省	90,807 —	90,000 —	△ 807 —	

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予 算 額	比 較 増減額	特別会計の 名 称
<b>Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</b>		3,259,427,178 ( 2,892,443,124)	3,451,528,437 ( 3,200,659,114)	192,101,259 ( 308,215,990)	
<b>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b>		3,254,773,511 ( 2,892,443,124)	3,403,127,350 ( 3,200,659,114)	148,353,839 ( 308,215,990)	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	内閣府	2,992 ( 2,883,364,817)	2,579 ( 3,191,770,667)	△ 413 ( 308,405,850)	年金
	警察庁	0	156,199	156,199	
	金融庁	0	-	-	
	消費者庁	6,214	6,316	102	
	総務省	0	0	0	
	外務省	0	106,749	106,749	
	文部科学省	4,711,000	4,666,000	△ 45,000	
	厚生労働省	3,250,035,429 ( 9,078,307)	3,398,171,440 ( 8,888,447)	148,136,011 ( △ 189,860)	労働保険
	国土交通省	-	-	-	
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	内閣府	3,428	3,513	85	
	総務省	810	810	0	
	法務省	13,638	13,744	106	
<b>第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</b>		1,005,321	44,514,853	43,509,532	
1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	内閣府	32,928	32,128	△ 800	
	厚生労働省	544	544	0	
2 男女共同参画に関する男性の理解の促進	消費者庁	-	-	-	
3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	内閣府	-	-	-	
	文部科学省	934,547	1,063,864	129,317	
	厚生労働省	0	43,348,240	43,348,240	
4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等	内閣府	37,302	38,244	942	
5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	文部科学省	0	31,833	31,833	
<b>第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b>		221,386	220,789	△ 597	
1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進	総務省消防庁	221,386	220,789	△ 597	
	国土交通省	-	-	-	
2 復興における男女共同参画の推進		0	0	0	
3 国際的な防災協力における男女共同参画		0	0	0	
<b>第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</b>		3,426,960	3,665,445	238,485	
1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応	内閣府	6,121	6,005	△ 116	
2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮	内閣府	96,471	89,765	△ 6,706	
	外務省	3,295,241	3,548,602	253,361	
	厚生労働省	27,833	19,776	△ 8,057	
	農林水産省	-	-	-	
	防衛省	1,294	1,297	3	
<b>Ⅳ 推進体制の整備・強化</b>		87,449 ( 161,777)	84,473 ( 168,738)	△ 2,976 ( 6,961)	
	内閣府	87,449	84,473	△ 2,976	
	総務省	-	-	-	
	厚生労働省	( 161,777)	( 168,738)	( 6,961)	労働保険
<b>総 合 計</b>	合 計 一般会計 特別会計 財政投融资	9,119,747,977 5,265,680,335 ( 3,179,667,642) 《 674,400,000》	10,463,729,307 6,180,885,935 ( 3,624,343,372) 《 658,500,000》	1,343,981,330 915,205,600 ( 444,675,730) 《 △ 15,900,000》	

(備考) 1. 主要事項の各項目は、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に対応している。  
2. 一般会計は括弧なし、特別会計は( ), 財政投融资は《 》で記載。  
3. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業予算は、「-」で記載。

資料4 平成30年度男女共同参画基本計画関係予算の使用実績

主 要 事 項	予算額 A (千円)	決算額 B (千円)	差引額 (A-B) (千円)	使用割合 (B/A) (%)
<b>I あらゆる分野における女性の活躍</b>				
<b>第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</b>	4,025,872	2,954,805	1,071,067	73.4%
1 長時間労働の削減等の働き方改革	301,716	274,681	27,035	91.0%
2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備	3,643,200	2,611,720	1,031,480	71.7%
3 男女共同参画に関する男性の理解の促進	77,900	66,423	11,477	85.3%
4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	3,056	1,981	1,075	64.8%
5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し				
<b>第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>	2,970,126	2,688,465	281,661	90.5%
1 政治分野				
2 司法分野				
3 行政分野	2,069,279	2,054,333	14,946	99.3%
4 経済分野	900,847	634,132	266,715	70.4%
5 その他の分野における女性の参画拡大				
<b>第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>	295,287,871	244,216,730	51,071,141	82.7%
1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現	59,052,446	37,015,660	22,036,786	62.7%
2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	226,396	152,896	73,500	67.5%
3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正	4,566,264	1,632,672	2,933,592	35.8%
4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援	198,900,945	179,425,426	19,475,519	90.2%
5 再就職、起業、自営業等における支援	32,541,820	25,990,076	6,551,744	79.9%
<b>第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</b>	1,572,061	952,842	619,219	60.6%
1 地域活動における男女共同参画の推進	7,173	4,337	2,836	60.5%
2 地方創生における女性の活躍推進	528,300	321,316	206,984	60.8%
3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1,011,428	602,029	409,399	59.5%
4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革	25,160	25,160	0	100.0%
5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進				
<b>第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</b>	4,306,674	4,157,782	148,892	96.5%
1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大				
2 女性研究者・技術者が働きやすい研究環境の整備	2,023,980	1,878,131	145,849	92.8%
3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	2,282,694	2,279,651	3,043	99.9%
<b>II 安全・安心な暮らしの実現</b>				
<b>第6分野 生涯を通じた女性の健康支援</b>	51,713,621	42,493,466	9,220,155	82.2%
1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	10,107,987	6,483,655	3,624,332	64.1%
2 妊娠・出産等に関する健康支援	40,770,852	35,254,309	5,516,543	86.5%
3 医療分野における女性の参画拡大	395,514	393,924	1,590	99.6%
4 スポーツ分野における男女共同参画の推進	439,268	361,578	77,690	82.3%
<b>第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>	127,466,425	118,047,718	9,418,707	92.6%
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	34,634	27,070	7,564	78.2%
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	126,679,819	117,381,254	9,298,565	92.7%
3 ストーカー事案への対策の推進	22,032	5,214	16,818	23.7%
4 性犯罪への対策の推進	444,833	420,558	24,275	94.5%
5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	49,549	29,525	20,024	59.6%
6 売買春への対策の推進	22,343	19,598	2,745	87.7%
7 人身取引対策の推進	3,675	3,524	151	95.9%
8 セクシャルハラスメント防止対策の推進	185,028	139,400	45,628	75.3%
9 メディアにおける性・暴力表現への対応	24,512	21,575	2,937	88.0%
<b>第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</b>	2,191,753,309	2,136,741,989	55,011,320	97.5%
1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	1,070,449,068	1,031,792,547	38,656,521	96.4%
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	1,121,304,241	1,104,949,442	16,354,799	98.5%
<b>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</b>				
<b>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b>	5,886,928,885	5,530,071,904	356,856,981	93.9%
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	5,886,924,616	5,530,066,283	356,858,333	93.9%
2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	4,269	5,621	△ 1,352	131.7%
<b>第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</b>	663,198	645,282	17,916	97.3%
1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	33,852	27,653	6,199	81.7%
2 男女共同参画に関する男性の理解の促進				
3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	588,498	580,592	7,906	98.7%
4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等	40,848	37,037	3,811	90.7%
5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
<b>第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b>	223,086	154,934	68,152	69.5%
1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進	223,086	154,934	68,152	69.5%
2 復興における男女共同参画の推進				
3 国際的な防災協力における男女共同参画				
<b>第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</b>	3,554,419	3,433,412	121,007	96.6%
1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応	4,668	2,769	1,899	59.3%
2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮	3,549,751	3,430,643	119,108	96.6%

主 要 事 項	予算額 A (千円)	決算額 B (千円)	差引額 (A-B) (千円)	使用割合 (B/A) (%)
IV 推進体制の整備・強化	242,998	215,999	26,999	88.9%
総 合 計	8,570,708,545	8,086,775,328	483,933,217	94.4%

(備考) 1. 主要事項の各項目は、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に対応している。  
2. 予算額については、決算額の算出が困難な事業等を除いた額としている。

資料5 第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
<b>第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</b>			
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (平成32年)	男女計：8.5% 男性：12.9% 女性：2.8% (平成26年)	男女計：6.4% 男性：9.8% 女性：2.3% (令和元年)
男性の育児休業取得率			
国家公務員	13% (平成32年)	3.1% (平成26年度)	12.4% (平成30年度)
地方公務員(注1)	13% (平成32年)	1.5% (平成25年度)	5.6% (平成30年度)
民間企業	13% (平成32年)	2.3% (平成26年度)	6.16% (平成30年度)
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(注2)	80% (平成32年)	—	58.7% (令和元年)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注3)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり83分 (平成28年)
<b>第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>			
検察官(検事)に占める女性の割合	30% (平成32年度末)	22.4% (平成27年)	25.4% (令和2年3月31日)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上 (毎年度)	31.5% (平成27年4月1日)	36.8% (令和2年4月1日)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上 (毎年度)	34.3% (平成27年4月1日)	35.4% (令和2年4月1日)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職(本省)	30% (平成32年度末)	22.2% (平成27年7月)	25.6% (令和元年7月)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12% (平成32年度末)	8.6% (平成27年7月)	11.6% (令和元年7月)
本省課室長相当職	7% (平成32年度末)	3.5% (平成27年7月)	5.3% (令和元年7月)
指定職相当	5% (平成32年度末)	3.0% (平成27年11月)	4.2% (令和元年7月)
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
審議会等委員	40%以上, 60%以下 (平成32年)	36.7% (平成27年)	39.6% (令和元年)
審議会等専門委員等	30% (平成32年)	24.8% (平成27年)	28.3% (令和元年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	40% (平成32年度)	31.9% (平成26年度)	35.3% (平成30年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	40% (平成32年度)	26.7% (平成26年度)	32.7% (平成30年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	30% (平成32年度末)	20.5% (平成27年)	22.2% (平成31年)
本庁課長補佐相当職	25% (平成32年度末)	16.4% (平成27年)	19.6% (平成31年)
本庁課長相当職	15% (平成32年度末)	8.5% (平成27年)	11.3% (平成31年)
本庁部局長・次長相当職	10%程度 (平成32年度末)	4.9% (平成27年)	6.4% (平成31年)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	35% (平成32年度末)	市町村 31.6% [政令指定都市 23.5%] (平成27年)	市町村 34.6% [政令指定都市 26.2%] (平成31年)
本庁課長補佐相当職	30% (平成32年度末)	市町村 26.2% [政令指定都市 19.4%] (平成27年)	市町村 28.8% [政令指定都市 22.1%] (平成31年)
本庁課長相当職	20% (平成32年度末)	市町村 14.5% [政令指定都市 13.4%] (平成27年)	市町村 17.2% [政令指定都市 16.5%] (平成31年)

項 目	目 標 値 (期限)	計 画 策 定 時 の 数 値	最 新 値
本庁部局長・次長相当職	10%程度 (平成32年度末)	市町村 6.9% [政令指定都市 7.9%] (平成27年)	市町村 9.5% [政令指定都市 10.2%] (平成31年)
地方警察官に占める女性の割合	10%程度 (平成35年)	8.1% (平成27年度)	10.2% (令和2年4月)
消防吏員に占める女性の割合(注4)	5% (平成38年度当初)	2.4% (平成27年度)	2.9% (令和元年度)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
都道府県の審議会等委員	33.3%(早期), 更に40% 以上を目指す (平成32年)	30.6% (平成27年)	33.0% (平成31年)
市町村の審議会等委員	30%以上 (平成32年)	25.6% (平成27年)	26.8% (平成31年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合			
部長相当職及び課長相当職	15% (平成32年度末)	13.5% (平成27年)	14.7% (平成31年)
役員	13% (平成32年度末)	10.5% (平成27年)	14.1% (平成31年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職	25% (平成32年)	16.2% (平成26年)	18.9% (令和元年)
課長相当職	15% (平成32年)	9.2% (平成26年)	11.4% (令和元年)
部長相当職	10%程度 (平成32年)	6.0% (平成26年)	6.9% (令和元年)
上場企業役員に占める女性の割合	5%(早期), 更に10%を 目指す (平成32年)	2.8% (平成27年)	5.2% (令和元年)
起業家に占める女性の割合(注5)	30%以上を維持 (平成32年)	30.3% (平成24年)	34.2% (平成29年)
(※以下2つは目標。政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.6% (平成26年)	17.8% (平成29年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	30% (平成32年)	24.2% (平成25年)	28.1% (令和元年)
<b>第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>			
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	100% (平成32年)	52.8% (平成26年)	64.0% (令和元年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (平成32年)	男女計：8.5% 男性：12.9% 女性：2.8% (平成26年)	男女計：6.4% 男性：9.8% 女性：2.3% (令和元年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	男女計：47.6% 男性：44.7% 女性：53.3% (平成26年)	男女計：52.4% 男性：49.1% 女性：58.0% (平成30年)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注3)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり83分 (平成28年)
民間企業における男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	2.3% (平成26年度)	6.16% (平成30年度)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	14.8% (平成26年)	11.8% (平成30年)
メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合	100% (平成32年)	60.7% (平成25年)	59.2% (平成30年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77% (平成32年)	70.8% (平成26年)	男女計：85.5% 男性：93.1% 女性：77.7% (令和元年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	40.3%* (平成22年)	53.1% (平成27年)
起業家に占める女性の割合(注5)	30%以上を維持 (平成32年)	30.3% (平成24年)	34.2% (平成29年)

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
次世代認定マーク（くるみん）取得企業の数（注6）	3,000社 (平成32年)	2,326社 (平成27年)	3,312社 (令和2年3月)
<b>第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</b>			
自治会長に占める女性の割合	10% (平成32年)	4.9% (平成27年)	5.9% (平成31年4月)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% (平成32年)	—	都道府県：100% 市区：82.5% 町村：37.7% (令和2年3月)
家族経営協定の締結数	70,000件 (平成32年度)	54,190件 (平成25年度)	58,182件 (平成30年度)
農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数：0 (平成32年度) ・農業委員に占める女性の割合：10%（早期），更に30%を目指す (平成32年度)	・女性委員が登用されていない組織数：644 (平成25年度) ・農業委員に占める女性の割合：6.3% (平成25年度)	・女性委員が登用されていない組織数：273 (令和元年10月) ・農業委員に占める女性の割合：12.1% (令和元年10月)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数：0 (平成32年度) ・役員に占める女性の割合：10%（早期），更に15%を目指す (平成32年度)	・女性役員が登用されていない組織数：213 (平成25年度) ・役員に占める女性の割合：6.1% (平成25年度)	・女性役員が登用されていない組織数：100 (令和元年7月) ・役員に占める女性の割合：8.4% (令和元年7月)
<b>第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</b>			
研究者の採用に占める女性の割合（自然科学系）	「自然科学系全体で30%，理学系20%，工学系15%，農学系30%，医学・歯学・薬学系合わせて30%」（科学技術基本計画について（答申）を踏まえた第5期科学技術基本計画（平成28年度から32年度まで）における値）	自然科学系：25.4% 理学系：11.2% 工学系：8.0% 農学系：13.8% 医歯薬学系：24.3% (平成24年)	自然科学系：27.5% 理学系：17.5% 工学系：10.1% 農学系：25.7% 医歯薬学系：24.7% (平成28年)
日本学術会議の会員に占める女性の割合	30% (平成32年)	23.3% (平成26年10月)*	32.9% (平成29年10月)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	30% (平成32年)	22.3% (平成26年10月)*	28.8% (平成29年10月)
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	前年度以上 (毎年度)	理学系*：26.4% 工学系*：12.9% (平成26年)	理学系：27.9% 工学系：15.4% (令和元年)
<b>第6分野 生涯を通じた女性の健康支援</b>			
健康寿命（男女別）（注7）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)	男性：71.19歳 女性：74.21歳 (平成25年)	男性：72.14歳 女性：74.79歳 (平成28年)
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率（注8）	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (平成28年度までに)	過去1年間の受診率 子宮頸がん：32.7% 乳がん：34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.1% 乳がん：43.4% (平成25年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.4% 乳がん：44.9% (平成28年)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）（注9）	平成17年に比べ 20%以上減少 (平成28年までに)	男女計：19.5 男性：27.6 女性：11.7 (平成26年)	男女計：16.1 男性：22.9 女性：9.7 (平成30年)
マタニティマークの認知度（注10）	男女計50% (平成30年)	男女計：45.6% 男性：31.2% 女性：57.6% (平成26年)	男女計：58.1% 男性：46.4% 女性：69.8% (平成30年)
妊娠中の喫煙率・飲酒率（注10）	なくす (平成30年)	喫煙率：3.8% 飲酒率：4.3% (平成25年度)	喫煙率：2.7% 飲酒率：1.2% (平成29年度)
不妊専門相談センターの数	全都道府県・指定都市・ 中核市で実施 (平成32年度)	63都道府県市 (平成27年度)	76都道府県市 (令和元年7月1日時点)



項 目	目 標 値 (期限)	計 画 策 定 時 の 数 値	最 新 値
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31% (平成32年)	30.1% (平成26年)	31.8% (平成30年)
<b>運動習慣のある者の割合</b>			
20～64歳（男女別）	男性：33% 女性：30% (平成32年)	男性：20.9% 女性：17.5% (平成26年)	男性：21.6% 女性：16.6% (平成30年)
65歳以上（男女別）	男性：56% 女性：46% (平成32年)	男性：42.4% 女性：35.7% (平成26年)	男性：42.9% 女性：36.5% (平成30年)
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別） (注11)	中学校女子 80% 中学校男子 95% 小学校女子 90% 小学校男子 95% (平成32年)	中学校女子：79.0% 中学校男子：92.9% 小学校女子：87.0% 小学校男子：93.4% (平成27年)	中学校女子：80.2% 中学校男子：93.1% 小学校女子：87.0% 小学校男子：92.7% (平成30年)
<b>第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>			
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：30% 女性：70% (平成32年)	男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男女計：47.1% 男性：26.9% 女性：57.6% (平成29年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男女とも70% (平成32年)	男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女計：71.6% 男性：69.2% 女性：73.7% (平成29年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	150か所 (平成32年)	88か所 (平成27年11月)	119か所 (令和2年4月)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	各都道府県に最低1か所 (平成32年)	25か所 (平成27年11月)	47か所 (47都道府県) (平成30年10月)
<b>第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</b>			
健康寿命（男女別）（注7）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)	男性：71.19歳 女性：74.21歳 (平成25年)	男性：72.14歳 女性：74.79歳 (平成28年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者の数	前年度以上 (毎年度)	38,771件* (平成26年度)	男女計：28,814件 男性：1,526件 女性：27,288件 (令和元年度)
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	全都道府県・政令市・中核市 (平成31年度)	—	94都道府県市 (全体：101自治体) (平成30年度)
20歳から34歳までの就業率	男女計：79% (平成32年)	男女計：76.1% 男性：82.0% 女性：69.9% (平成26年)	男女計：81.1% 男性：84.9% 女性：76.9% (令和元年)
フリーター数	男女計：124万人 (平成32年)	男女計：179万人 男性：80万人 女性：99万人 (平成26年)	男女計：138万人 男性：66万人 女性：72万人 (令和元年)
60歳から64歳までの就業率	男女計：67% (平成32年)	男女計：60.7% 男性：74.3% 女性：47.6% (平成26年)	男女計：70.3% 男性：82.3% 女性：58.6% (令和元年)
障害者の実雇用率（民間企業）	2.0% (平成32年)	1.88% (平成27年6月)	2.11% (令和元年6月)
<b>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b>			
待機児童数	解消をめざす (平成29年度末)（注12）	23,167人 (平成27年4月)	16,772人 (平成31年4月)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消をめざす (平成31年度末)（注13）	9,945人 (平成26年5月)	18,261人 (令和元年5月)
地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (平成31年度)	6,538か所 (平成26年度)	7,431か所 (平成30年度)
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	25% (平成32年度)	19% (平成25年度)	24.3% (平成30年度)
<b>第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</b>			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男女とも100% (平成32年)	男性：66.3% 女性：61.3% (平成24年)	男性：67.4% 女性：61.5% (令和元年)

項目	目標値 (期限)	計画策定時の数値	最新値
大学学部段階修了者の男女割合	男女の修了者割合の差を 5ポイント縮める (平成32年)	男性：54.9% 女性：45.1% (平成25年)	男性：53.8% 女性：46.2% (平成29年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0 (平成32年)	121 (平成25年)	62 (令和元年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	20%以上 (平成32年)	15.0% (平成25年)	18.6% (平成31年4月1日)
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	25% (早期), 更に30% を目指す (平成32年)	22.6% (平成26年)	25.1% (令和元年)
教授等 (学長, 副学長及び教授)	17% (早期), 更に20% を目指す (平成32年)	14.4% (平成26年)	17.2% (令和元年)
<b>第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b>			
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30% (平成32年)	13.2% (平成27年)	16.0% (令和元年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されて いない組織数：0 (平成32年) ・委員に占める女性の割 合：10% (早期), 更 に30%を目指す (平成32年)	・女性委員が登用されて いない組織数：515 (平成26年) ・委員に占める女性の割 合：7.7% (平成27年)	・女性委員が登用されて いない組織数：358 (令和元年) ・委員に占める女性の割 合：8.7% (令和元年)
消防吏員に占める女性の割合 (注4)	5% (平成38年度当初)	2.4% (平成27年度)	2.9% (令和元年度)
消防団員に占める女性の割合 (注14)	10%を目標としつつ, 当面5% (平成38年度)	2.5% (平成26年度)	3.2% (令和元年度)
<b>第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</b>			
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成32年)	34.8% (平成24年)	34.7% (令和元年)
国連関係機関の日本人職員数 (専門職以上)	1,000人以上 (平成37年)	766人 (平成27年)	882人 (令和元年)
在外公館の公使, 参事官以上に占める女性の割合	10% (平成32年)	5.4% (平成27年)	7.3% 〔男女計：545人 男性：505人 女性：40人〕 (令和2年7月)
<b>推進体制の整備・強化</b>			
男女共同参画計画の策定率 (市町村)	市区：100% 町村：70% (平成32年)	市区：97.0% 町村：52.6% (平成27年)	市区：98.0% 町村：60.7% (平成31年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% (平成32年)	—	都道府県：100% 市区：82.5% 町村：37.7% (令和2年3月)

(注1) 平成27年度から国家公務員や民間企業と同じ算定方法に変更となったため、平成26年度以前の数値と単純に比較することはできない。

(注2) 配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上のお休み(年次有給休暇, 配偶者出産時等に係る特別休暇, 育児休業等)を取得した男性の割合。

(注3) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

(注4) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注5) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主(内職者を除く)である者。

(注6) 次世代認定マーク(くるみん)取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。

(注7) 健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。

(注8) 子宮頸がん検診は20~69歳、乳がん検診は40~69歳を対象に受診率を算出。また、平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。市町村におけるがん検診では、乳がん・子宮がん検診の受診間隔を2年に1回としており、受診率の評価においても、過去2年間の数値を用いることが適切であるため、「最新値」欄には、過去2年間の受診率のみを記載している。「目標値(期限)」欄の記載内容は、第4次計画策定当初のものであり、第2期「がん対策推進基本計画」(平成24年6月)に基づくもの。現在、当該目標は、第3期「がん対策推進基本計画」(平成30年3月)により、「平成34年度」までの目標とされている。

(注9) 「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定)により、平成38年までに「自殺死亡率」を平成27年と比べ30%以上、引き下げる数値目標を掲げている。

(注10) 平成31年以降の成果目標については、健やか親子21について数値目標の見直しが行われる際に検討が行われる予定。

(注11) 小学校は5年生、中学校は2年生に関する数値。

(注12) 「子育て安心プラン」(平成29年6月)により、「遅くとも平成32年度末までに解消」とされている。

(注13) 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月)により「来年度(平成30年度)までに前倒しする」とされている。

(注14) 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

\* 計画策定後、所要の修正を行ったもの